

欧州での企業誘致等業務委託仕様書

1. 業務の名称と主な事業内容

(1) 業務の名称

欧州での企業誘致等業務

(2) 主な事業内容

ア) 欧州企業の神戸市への誘致

上記を達成するために必要となる誘致活動及び活動状況の報告

イ) 市内企業等の欧州展示会の出展

上記に伴うビジネスマッチングの実施及び活動状況の報告

ウ) 欧州地域における神戸市の施策 PR

エ) 東欧地域における高度外国人材獲得事業の調査

2. 事業目的

先端技術を有する欧州企業の誘致と市内ものづくり企業の欧州での市場獲得に一体的に取り組み、神戸経済のグローバル化を促進する。また、神戸市の施策 PR を通じて、欧州での神戸市の経済面での認知度向上を図る。

3. 業務概要

神戸市は欧州ビジネスオフィスを開設し、欧州企業の誘致、市内ものづくり企業の欧州での取引拡大等に取り組む。本業務では、同オフィスの一部として欧州企業の調査、発掘、関係構築などの誘致活動及び市内企業等の欧州での展示会出展、ビジネスマッチングを実施するほか、神戸市の欧州での事業活動をサポートする。

4. 委託期間

令和5年5月1日から令和6年3月31日まで

5. 予算額

26,790,000 円

本業務実施に必要な経費（航空運賃、鉄道運賃、ガソリン代、宿泊費等）は

全て委託料に含むものとする。

6. 具体的な業務内容

(1) 誘致活動

①新規企業の発掘

現地ネットワークの活用や企業リストからの調査、欧州企業向けウェビナーの開催などにより、将来的に誘致可能性のある企業を発掘し、面談を通じて対日投資動向や神戸への進出可能性を聴取するとともに、神戸の立地環境等を説明し、自社拠点の開設を働きかける。

②継続フォロー

対日直接投資を予定又は検討している企業をフォローアップ訪問し、継続的に神戸への自社拠点開設を働きかける。

<①及び②の活動目標>

企業面談数 60社以上/年

③本市が行う欧州企業の誘致活動のサポート

本市が欧州及び日本で行う欧州企業の誘致活動について、欧州企業等との交渉に関する助言や通訳を含むコミュニケーション面でのサポートを行う。

④PR 資料等の作成

本市が提供する誘致活動で使用するプレゼンテーション資料等を活用し、誘致に必要なPR資料、ツールを作成する。

(2) 市内企業等の欧州展示会への出展

①展示会の調査

出展先展示会（次年度に出展するものを含む）の調査及び提案を行う。

②出展手続き等

展示会の出展申し込みを始め、展示会主催者との出展に関する交渉、事務手続き（支払を含む）、連絡調整などを行う。

なお、出展先の展示会は9月27日、28日にドイツ・ブレーメンで開催されるHYDROGEN Technology EXPOを予定。（10m×5mのブースを確保。小間料は16,700EURを想定）

③ブース装飾

ブース装飾の企画提案、装飾事業者への発注、装飾の施工等を行う。また、

展示物に関する市内企業等出展者（神戸市が募集・選定）との調整を行う。

④出展者事前説明会の開催

市内企業等出展者に対して、出展や出展物の輸送に関する注意事項等を説明する事前説明会を本市と連携して開催する（オンライン参加を想定）。

⑤ビジネスマッチング

市内企業等出展者の製品特長を把握し、展示会会期前に欧州でこれら企業とマッチする欧州企業を発掘し、展示会場での商談に結び付ける。また、当日の商談をサポートするとともに（通訳者を2名以上配置）、会期後には欧州企業、市内企業等の双方のフォローアップを実施する。

（3）神戸市の施策 PR

企業誘致のためのウェビナー開催や現地機関が主催するイベント、ウェビナー等への登壇を通じ、欧州企業、政府・地方自治体、大学等機関など広く欧州地域に神戸市の施策 PR を行い、経済面での認知度向上を図る。

（4）東欧地域における高度外国人材獲得事業の調査

市長室国際部国際課の高度外国人材獲得事業の東欧での本格展開に向け、ウクライナ、東欧地域などの大学、スタートアップ育成機関、企業のニーズを聴取し、国際課と連携して海外カウンターパートの開拓・コネクション構築を進める。

（5）本市との連携

- ①契約期間を通じ、実施方針の確認及び活動状況報告を目的とした本市担当者との打ち合わせを随時実施する。（ウェブ会議を想定）
- ②日本での自社拠点開設を予定している企業に対して行うフォローアップを本市と連携して実施する。
- ③本市及び関係機関が欧州で実施するプロモーション活動（セミナー開催や展示会出展など）をサポート（通訳対応を含む）する。

（6）その他提案内容に応じた活動

業務提案書において事業目的を達成するため提案した誘致活動等を実施する。

7. 成果品の提出

（1）活動状況報告書

毎月の活動状況を報告する活動状況報告書（様式任意）を作成し、報告対象月の翌月 15 日までに本市担当者に提出する。但し、令和 6 年 3 月分の活動状況報

告書については、契約履行完了時(令和 6 年 3 月 31 日)を提出期限とする。

(2) 企業訪問記録

個別訪問又はウェブ面談により誘致対象企業と面談を実施した際は別添様式の企業訪問記録を作成し、訪問後速やかに本市担当者に提出する。

(3) 商談状況記録

市内企業等の欧州展示会出展について、出展後のフォローアップを終えた後、各社の商談状況をまとめた記録を作成し、本市担当者に提出する。

(4) 業務完了報告書

契約完了時(令和 6 年 3 月 31 日)に、業務内容の履行結果・成果・次年度以降の活動に対する提言等をまとめた業務完了報告書(様式任意)を提出する。

8. 契約に関する事項

(1) 発注者及び事業所管課

(発注者・事業総括)

- ・ 神戸市企画調整局新産業部企業立地課・欧州ビジネスオフィス

(事業所管課)

- ・ 1. (2) ア)、ウ) 及びその他の事業について
企画調整局新産業部企業立地課・欧州ビジネスオフィス
- ・ 1. (2) イ) の事業について
経済観光局工業課
- ・ 1. (2) エ) の事業について
市長室国際部国際課

(2) 契約方法

神戸市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び業務提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 委託料の支払い

活動状況を確認のうえ、請求書受領後 1 か月以内を目途に、年 2 回に分けて受託者の指定する口座に振り込む。

- ・ 前金払：展示会にかかる費用等の一部として契約金額の 30%を請求書受領

後に速やかに支払い。

・第1回支払い：活動状況報告書（5月～9月分）の確認後、契約金額の35%を支払い。

・第2回支払い：活動状況報告書（10月～3月分）及び業務完了報告書（提出期限令和6年3月31日）の確認後、35%を支払い。

※委託料は円建てで支払う。

※海外送金手数料は神戸市が負担する。

（4）再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

本契約の履行にあたり以下に指定する軽微な部分を受注者以外の他者が履行する場合は、委託契約約款第2条第2項（製造その他請負契約約款第2条第5項）の規定にかかわらず、再委託・下請負に関する申請を省略することができる。

但し、当該再委託先・下請負人（二次以下の再委託先・下請負人も同様）が本契約の内容について不履行や契約不適合等があった場合には、受注者が本市に対する債務不履行責任や契約不適合責任等を負う。

【再委託・下請負等に関する事前申請を省略できる業務】

- ・資材・物品の購入
- ・通訳業務

（5）その他

仕様書に記載のない業務が発生した場合、双方協議の上、契約金額を変更する。

9. 留意事項

（1）常に神戸市との連絡を密にして業務にあたること。

（2）本業務の実施に当たっては、関係法令等を十分に遵守すること。

（3）本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、神戸市と別途協議の上、対応すること。

（4）本業務によって知り得た情報及び個人情報、通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用しないこと。なお、委託期間終了後も同様とする。

（5）本業務の実施に当たって、次の項目に関する費用は受託者の負担とする。

- ・業務上、受託者の不注意により生じた費用

・業務の実施に当たり、受託者が第三者に損害を及ぼした場合の費用

- (6) 本業務の実施に当たり必要な手続き及び届出等は受託者において行うものとする。
- (7) 本業務の実施の際に著作権等の知的財産権が生じた場合は、原則として委託者に帰属するものとする。
- (8) 契約締結後、契約を履行しないとき又はその見込みがないとき、契約上の義務を履行しないときその他この契約に違反したときには、契約の解除を行うことがある。